

「市町村子ども相談体制」におけるスクールソーシャルワーク（SSW）の可能性

大阪府教育委員会 SSWr 西野 緑

1. 児童虐待問題における市町村（福祉）と学校（教育）の状況

市町村：2004 年 児童虐待防止法改正 通告の窓口

児童福祉法改正 要保護児童対策地域協議会設置

調整機関、事務局（支援内容を一元的に把握する責任の明確化）

⇒学校を視野に入れた市町村子ども相談体制作りが必要（在宅支援・市町村中心）

★学校システムの利用（学校との協働、教育行政を巻き込む）

一定年齢のすべての子どもと家族に網羅的に関与する権限を持つ学校システムが虐待対応に組みこまれていくことは必然。

学校：2004 年 児童虐待防止法改正 児童虐待防止における学校の役割の明確化

増加の一途をたどる児童虐待通告件数のうち約半数が学齢期であり、そのうち 9 割が在宅で支援を受け、地域の学校に通うという現状

⇒子どもの問題行動への対応、モチベーションの低い保護者対応に頭を悩ます

児童相談所などの関係機関との協働ができにくい現実

⇒学校における児童虐待対応の体制作りが必要（学校に福祉的な視点や対応が必要）

★学校における福祉ニーズの高まり

2. 児童虐待問題の特殊性と学校の問題

①虐待問題は第四領域にあたる

当事者である保護者のモチベーションは低く、学校を拒否する場合もある

学校の対応のまずさ（問題児あるいは保護者のしつけの問題）

学校へのクレームやトラブル

②虐待問題は福祉機関との連携が不可欠

丸投げ

変化がないことに我慢できない

「児相は何もしてくれない」という発想

「通告は支援と連携のはじまり」という発想がない

（「あそこがやってくれるはず」という思い込み、「突然家へ行けるはずがない」という想像力がない）

協働する発想がない（学校で完結）

③虐待問題は校内のチーム対応が必要

学校は基本的に個業（個人の力量に基づく）→抱え込みにつながる
小学校には生徒指導体制がない（担任が管理職に個別に相談 50%）
★情報の集約、進行、管理と組織対応が必要

④虐待問題は個別支援が必要

支援という発想がない（学校は教育の場）
個別支援という発想がない（えこひいき、特別扱い）

⑤子どもを表面に表れる事象ではなく、トータルに見ることが必要

（背景があり、複雑にからみあっている）
人と環境との交互作用

3. 児童虐待問題におけるスクールソーシャルワーカーの活動

SSWr の学校での活動：全体をまとめる総合的支援

校内の支援の必要な子どもの情報の集約・進行・管理体制を作る
ケースマネジメント

対子ども—子どもの様子の把握

訪問活動（教室訪問、保健室訪問、家庭訪問など）
面接（相談室、保健室、家庭など）
活動の中で（給食、掃除、休み時間、行事など）

対保護者—保護者の様子の把握

訪問活動（家庭訪問）
面接（相談室など）
電話相談

対教職員—研修

コンサルテーション（個別の相談助言、通告を促す）
校内委員会に所属する
校内ケース会議開催
校内体制の構築
・コーディネーターの設置、コア・チーム会議、子ども支援委員会
・引継ぎのシステム
校内での引継ぎ
幼稚園や保育園との引継ぎ
中学校との引継ぎ（年3回の小中連絡会）

対地域資源—地域の人や学生など社会資源の活用

関係機関との調整

SSWr の市町村での活動：

要保護児童という視点で教育委員会が学齢期の子どもを把握するサポート
学齢期の子どもの通告ケースの把握とモニタリング

①要保護児童対策地域協議会実務者会議への参加

- ・学齢期の子どもの通告ケースの把握
- ・会議において、学校としての立場からの助言
- ・配置校のケースの場合：
実務者会議にて詳細を説明
モニタリングの実施
- ・市内の配置校以外のケースの場合：
学校としてできることがある場合には、市町村のワーカーではなく SSWr がその学校へ出向き、
ケース会議などでコンサルテーションをする。

☆協議会出席によるメリット

市町村の教育行政の在り方、市町村の特色がわかる
転校や転入の引継ぎ
幼稚園や保育所から学校へ上がる子どもの把握
きょうだい関係の把握
就学前の様子（保健センターより）
子どもの流れがわかる（子育て支援と療育がどのように関わるのか）
関係機関との有機的連携（顔と顔の見える関係）
通告ケースのモニタリングの実施
市町村事務局との協働

②連携ケース会議の開催決定や参加

配置校の SSWr として
SSWr と市町村とで誰がどう集まれるのかという把握ができる（誰が何のために集まるか）

③学校と教育委員会との仲介

学校「大変や、人が欲しい！」→ 市教委「また、そんなこと言って！」
子ども以外のところに利害が出て、純粋なケースにならない場合もある
SSWr は子どもの視点から見る、インターフェースに働きかける

④学校と市町村の機関との仲介

学校固有の名称がある（SSWr は通訳者）
学校の窓口の名前がそれぞれの学校で違う（他機関の混乱）
学校も市町村も本音が言いにくい、どちらも SSWr には本音を言うことが多い（当事者でない）
福祉機関から見ると、学校は大きすぎてアクセスしにくい（幼保は園長と話せば大体わかる）
学校は校内で情報が共有できていない（クラス単位、学年単位、学校単位）のでしんどい

⑤市町村子ども相談体制への関与

・モニタリングシステム

1学期に1度、各学校が把握している登録児童（通告している児童）の状況を、要保護児童対策地域協議会で作っている「確認表」に記載し、教育委員会が集約し、市町村と協働でモニタリングするシステムを作り、SSWrが関わる。

4. 児童虐待問題におけるスクールソーシャルワークの可能性と課題

(1) 事例から

- ・厳しい親からの身体的・心理的虐待の事例ー市町村、児童相談所との協働
- ・ネグレクトの事例ー市町村、生活保護、中学校、保護司、民生児童委員との連携
- ・虐待が背景にあり、問題行動を繰り返す事例ー様々な機関との連携、中学校への引継ぎ

(2) SSWrが小学校に存在することの意義

- ・学校に福祉の視点（知識・技術・価値）を導入する⇒子どもや保護者との関わり方が変わる
- ・学校にチーム対応の視点を導入する⇒教職員のしんどさを救う、保護者や子どもとつながれる
「ひとりで抱え込むことの限界と、チームで関わる事の大きな可能性」
「保護者や子どもすらもチームの一員としてつながっていける可能性と希望」
- ・児童支援体制の構築（組織作りとケース・マネジメント）
アセスメント（人と環境の交互作用、個人の問題から生活の問題へ）
プランニング（ケース会議の実施による目標設定と役割分担）
モニタリング

(3) SSWrが市町村に存在することの意義

市町村の事務局（調整機関）との連携：

（SSWrは「学校は子どもやその家庭をチームで対応し、その上で地域の機関とつながり、子どもや家庭を支援する」という視点をもって「学校の中に存在する」人。教育と福祉が連携する時、どんなに優秀な「翻訳者」が存在しても、互いの組織に、連携に対応できる体制がなければ、連携の意義も少なく、また継続した連携にならない）

(4) 課題

学校内：すべての学校で児童支援体制を構築すること

市町村：

- ・市内の学齢期の子どものケースマネジメント
（市教委における情報の集約、市教委の子ども相談体制のシステム作り）
- ・転校時の引継ぎのシステム
- ・就学前（私立幼稚園）との引継ぎ
- ・保健センターとの情報交換
- ・保育所や学童との連携